

千早赤阪村村制施行 70 周年記念 P R 備品の使用に関する要綱をここに交付する。

令和 8 年 4 月 8 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏

千早赤阪村要綱第 29 号

千早赤阪村村制施行 70 周年記念 P R 備品の使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民や団体等が千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業を記念して自主的に実施する事業に対し、千早赤阪村村制施行 70 周年記念 P R 備品（以下「備品」という。）の貸し出し（以下「備品の使用」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(備品の種類)

第 2 条 備品の種類は、法被及びのぼり旗（ポール付）とする。

(使用基準)

第 3 条 備品の使用の対象となる事業は、同要綱の公布の日から令和 9 年 3 月 31 日までに、住民や団体等が千早赤阪村村制施行 70 周年を広く P R する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 本村の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関与している事業と認められるとき。
- (5) 商品を製作・製造し、販売するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないとき。

(使用申請)

第 4 条 備品を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は千早赤阪村村制施行 70 周年記念 P R 備品使用申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道関係機関が報道目的で使用する場合

(3) 千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金交付要綱（令和 8 年千早赤阪村要綱第 27 号）で交付決定された事業で使用する場合

(4) その他村長が適当と認めた場合

（使用承認）

第 5 条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは千早赤阪村村制施行 70 周年記念 P R 備品使用承認書（様式第 2 号）により、使用を承認しないときは、千早赤阪村村制施行 70 周年記念 P R 備品使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により承認するにあたり、条件を付すことができる。

（貸出等）

第 6 条 前条の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として千早赤阪村役場において直接備品を借り受けなければならない。

2 貸出は、無料とする。

3 使用者は、原則として千早赤阪村役場において点検を受けて備品を返却しなければならない。

（承認内容の変更）

第 7 条 使用者が使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、改めて使用承認を受けなければならない。

（使用承認の取消し等）

第 8 条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、備品の使用の使用承認を取り消すとともに、貸し出した備品の返却を求めることができる。

(1) この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたと認められるとき。

(3) その他村長が不適當と認めたとき。

2 村は、第 1 項の規定による使用承認の取り消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（原状回復等）

第 9 条 使用者は、備品を破損又は汚損したときは、事故の責任と負担により、補修又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない

い。

- 2 使用者は、備品が修理、修復が困難な状態までに損傷しており原状に復すことが困難なとき又は亡失したときは、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 使用者は、使用承認を受けた事業が完了したときは、速やかに備品を使用している状態がわかる写真を提出すること。

- 2 村長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて使用者に対し備品の使用に関する資料の提出又は報告を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(紛争の解決)

第 11 条 使用者は、第 5 条第 1 項に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、村は一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第 12 条 村は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、備品の使用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品使用申請書

年 月 日

千早赤阪村長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
フリガナ  
代 表 者  
電話番号

千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品を次のとおり使用したいので、千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品の使用に関する要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

事業名	
事業の概要	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用数量	
使用場所	
連絡先	(担当者) (電 話) (メール)
その他	(1) 使用目的や使用形態がわかる書類等を添付すること。 (2) 数量及び貸与期間については、調整する場合があります。

様式第2号（第5条関係）

千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品使用承認書

第 号  
年 月 日

住 所

団体名

代表者 様

千早赤阪村長

年 月 日付けで申請のありました千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品の使用については、これを承認することと決定しましたので、千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品の使用に関する要綱第5条の規定により通知します。

承認番号	第 号
承認日	年 月 日
承認条件	(1) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。 (2) 使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。 (3) 使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品使用申請書（様式第1号）を再度提出し、承認を受けること。 (4) 使用承認を取り消しなどした場合には、速やかに村の指示に従うこと。また、取り消しにより生じた損害について、村は一切の責任を負わないこと。 (5) 村は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わないこと。 (6) 備品を破損又は汚損した場合は原状回復すること。原状回復が不可能な場合は、現品又は相当の代価をもって賠償すること。

様式第3号（第5条関係）

千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品使用不承認通知書

第 号  
年 月 日

住 所

団体名

代表者 様

千早赤阪村長

年 月 日付けで申請のありました千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品の使用については、下記の理由によりこれを承認しないことと決定しましたので、千早赤阪村村制施行70周年記念PR備品の使用に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

不承認の理由

--